

新見市規則第16号

新見市大佐老人工芸館条例施行規則を廃止する規則を次のように定める。

令和6年4月1日

新見市長 戒 育

新見市大佐老人工芸館条例施行規則を廃止する規則

新見市大佐老人工芸館条例施行規則（平成18年規則第10号）は、廃止する。

附 則


この規則は、令和6年4月1日から施行する。

新見市規則第17号

新見市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年4月1日

新見市長



新見市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

新見市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則（令和5年規則第60号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第2号及び別表第1中「福祉」を削る。

別表第2中「社会教育指導員」の次に「、公民館長補佐」を加え、「福祉専門職」を「専門職」に改め、「主任介護支援専門員」の次に「、林政コーディネーター、国際交流支援員」を加える。

別表第3中「福祉専門職」を「専門職」に改め、「介護・医療・福祉等の分野における」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。